

## 第3期橿原市教育大綱（案）パブリックコメント実施概要

### 1. 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき策定した『第3期橿原市教育大綱（案）』について、市民の皆様や橿原市に関連する皆様からのご意見（パブリックコメント）を募集します。

### 2. 募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）

（郵便・FAX・電子メール・オンラインの場合は、1月9日到着分まで）

（持参は、1月9日午後5時まで）

### 3. 意見を提出できる方

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市税の納税義務者
- ・第3期橿原市教育大綱（案）の記載内容に関して利害関係を有する個人及び法人その他の団体

### 4. 意見の提出方法

- ・直接持参 橿原市 企画戦略部 企画政策課（本庁 2階）  
午前8時30分から午後5時まで  
※ 土・日・年末年始（12月27日～1月4日）を除く
- ・郵送 〒634-8586 橿原市八木町1-1-18  
橿原市 企画戦略部 企画政策課 宛
- ・FAX 0744-21-1128
- ・電子メール [kikaku@city.kashihara.nara.jp](mailto:kikaku@city.kashihara.nara.jp)
- ・オンライン ログフォーム

※ 電話での受付は行っていません。

※ 提出いただいた書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

### 5. 意見の内容

- ・氏名、郵便番号、住所、年齢、ご意見を記載してください。
  - ※ 法人その他の団体の場合は、所属名（法人名または団体名）、所在地、部署名及び担当者名を記載してください。
  - ※ 市外在住の方で、市内に在勤または在学の場合は、所属名（法人または学校名）と個人の氏名を併記してください。住所についても、所属先の住所と個人の住所を併記してください。
  - ※ ご意見が第3期橿原市教育大綱（案）のどの部分に対するものか分かるように、該当する箇所の表題、ページ数、行数などを記載してください。

## 6. 注意事項

- ・意見記録の正確さを期すため、電話・口頭によるご意見の受付は行いません。
- ・いただいたご意見については、市の考え方を付して公表します。
- ・ご意見の募集は、具体的なお意見などを収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものの趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。
- ・類似のご意見は、整理集約することがあります。
- ・個人的なお意見への回答はしません。
- ・いただいたご意見以外（住所・氏名など）は公表しません。
- ・いただいた個人情報は、パブリックコメントの手続き以外の目的には使用しません。

## 7. 公開する資料 第3期橿原市教育大綱（案）

## 8. 閲覧場所 分庁舎1階屋内交流スペース・かしはら万葉ホール1階・橿原市ホームページ

## 9. 問い合わせ

橿原市役所 企画戦略部 企画政策課

担当：友井・大西

橿原市八木町1-1-18 本庁2階

電話番号 0744-21-1108（直通）

FAX 0744-21-1128

メール [kikaku@city.kashihara.nara.jp](mailto:kikaku@city.kashihara.nara.jp)